

(平成25年12月11日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

関東東京国民年金 事案 13863

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私の父は、私を含め家族の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が保険料を納付していた。また、私は、保険料の納付記録を2回照会し、初回(平成22年)は、申立期間を含む昭和36年4月から41年3月までの期間は保険料が未納である旨の回答があり、2回目(平成25年)は、昭和36年4月から39年3月までの期間は納付記録が見付かったので記録を統合する旨の回答があったが、申立期間の保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料については、自宅近くの区の出張所に年金手帳を持参して切手のようなものを購入し、それを手帳に貼ってもらう方法で納付していたと述べており、申立期間当時、当該出張所では保険料の収納事務を行っていたほか、申立人が居住していた区では昭和45年3月まで印紙検認方式による保険料の収納が行われていたなど、申立人の説明する納付方法と申立人が居住していた区の収納方法は一致している。

さらに、申立期間直前の昭和36年4月から39年3月までの納付記録については、国民年金被保険者名簿の検認記録欄に当該期間の保険料の収納記録が記載されていることが確認できたため、平成25年7月29日に当該期間が未納から納付済みに記録訂正されており、申立人の納付記録に係る記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東東京厚生年金 事案 24772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月2日から52年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を51年8月2日、資格喪失日に係る記録を52年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から54年11月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和51年8月2日から52年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、51年4月1日から52年3月31日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、事業主の親族で給与事務を手伝っていたとする者は、申立人は正社員として車の塗装や板金等整備関係業務を担当していたところ、正社員は全員社会保険に加入させていたため、申立人についても厚生年金保険料を控除していたと思われる旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、上記事業主の親族及び元従業員が記憶している、申立期間当時、整備関係業務に従事していた同僚5人全員に係る被保険者記録が確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立人と同様に、昭和51年4月1日に雇用保険の被保険者資格を取得した同僚に係る厚生年金保険の資格取得日は同年8月2日とされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年8月2日か

ら 52 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の元従業員の標準報酬月額から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡しているため、当時の状況について照会することはできないが、上記被保険者名簿における整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があつたこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 51 年 8 月から 52 年 3 月までの保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月 1 日から同年 8 月 2 日までの期間については、上記のとおり、A 社では、必ずしも雇用保険の資格取得日と同日付で従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 4 月 1 日までの期間及び 52 年 4 月 1 日から 54 年 11 月までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記事業主の親族及び元従業員は、申立人の入社及び退社時期を覚えていない旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成5年11月21日から6年5月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を5年11月21日、資格喪失日に係る記録を6年5月13日とし、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年10月7日から61年12月22日まで

② 平成5年11月21日から6年12月1日まで

B社に勤務していた申立期間①及びA社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において厚生年金保険料を控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成5年11月21日から6年5月13日までの期間について、雇用保険の加入記録並びに元事業主、元社会保険事務担当者及び元従業員の供述から判断すると、申立人は、5年11月21日から6年5月12日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、上記元社会保険事務担当者は、申立人と同じ勤務形態の正社員は全員社会保険に加入させており、申立人についても厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨供述している。

さらに、申立期間②当時、申立人と共にA社において土木建築設計業務を担当していた二人の元従業員に係る厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも雇用保険の加入記録と符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成5年11月21日から6年5月13日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の上記元従業員の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記元事業主は、資料が無く不明としているところ、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年11月から6年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成6年5月13日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、同年5月12日にA社を離職後、基本手当を受給していることが確認できる。

また、A社は、平成6年6月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日付けで被保険者資格を喪失している元従業員は、申立人は自分より前に退職した旨供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間のうち、昭和61年5月1日から同年12月1日までの期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、オンライン記録により、B社の元事業主は、申立期間①において国民年金に加入し、昭和60年10月から同年12月までの3か月分を除き保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、当委員会から上記元事業主に照会したものの回答が得られない上、申立人は同僚の姓のみしか記憶していないため当該同僚を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24774

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出した標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年8月から7年6月までは34万円、同年7月から8年3月までは56万円、同年4月から9年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月30日から9年12月1日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より大幅に低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額について、当初、平成6年8月から7年6月までは34万円、同年7月から8年3月までは56万円、同年4月から9年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である10年3月31日より後の同年7月7日付けて、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、一時、同社の代表取締役であったが、上記減額訂正処理日（平成10年7月7日）より前の平成9年6月7日付けて解任されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年8月から7年6月までは34万円、同年7月から8年3月までは56万円、同年4月から9年11月までは59万円に訂正することが必要である。

関東東京国民年金 事案 13864

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 10 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 10 月から 51 年 6 月まで

私は、時期は定かではないが、区議会議員から国民年金制度が始まるという話を聞いたので、私の夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所から融資を受けて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和 53 年 9 月 8 日に夫婦連番で払い出されたと確認でき、当該払出時点において申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付により納付することとなるが、申立人がこの特例納付を利用して納付したのは申立期間直前の 36 年 4 月から 40 年 9 月までの 54 月分の保険料であることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が申立期間当時から昭和 59 年まで居住していた区に、申立人に係る特例納付申出書が保管されており、当該申出書の「特例納付期間・金額および回数」欄には「54 月、216000 円、3 × 18 回、納付書発行済」の記載が確認でき、この記載内容は申立人の附則 4 条納付者リスト（第 3 回特例納付を利用して納付した被保険者のリスト）に記載されている申立人の納付内容と合致することから、申立人は申立期間直前の 54 月分の保険料については特例納付を行っていることは確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付したことは確認できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人の夫が申立期

間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情の説明や新たな資料の提出は無い上、夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13865

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年7月から5年7月まで

私は、平成7年にマンションを購入する際に、不動産会社から国民年金の加入期間に国民年金保険料を納付していない期間があると融資を受けられないと言われたので、同年7月頃に元夫と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む5年12月までの保険料を市役所の窓口でまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第3号被保険者の資格取得処理日から平成7年8月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、年金住宅融資を受けるために平成7年7月頃に国民年金の加入手続を行ったとしており、その融資条件に関しては、1か月でも年金の加入期間中に未納期間があると融資が受けられないと思っていたと述べているが、申立人が申立期間当時融資を受けたとする機関の説明によれば、同年当時の融資条件は、①「申込時点で厚生年金保険に加入していること」、②「厚生年金保険と国民年金の加入期間が合計で3年以上あること」、③「申込みをしたときから遡って2年間の未納が無いこと」であり、申立人の主張と符合しない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料額の記憶も明確でないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13866 (事案 4861、11243 及び 12679 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 50 年 6 月から 55 年 3 月まで

私が会社を退職する前に、妻が国民年金に加入し、私は退職後の昭和 50 年 6 月 30 日に国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った。その後、私たち夫婦は国民年金、厚生年金保険と同じ経緯をたどってきた。妻だけが国民年金加入期間の国民年金保険料が全て納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして、これまでに記録訂正の申立てを 3 回行ったが、認められなかった。今回申し立てるに当たって上記期日発行の国民健康保険被保険者証が見付かったので、改めて調査・審議してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付場所、納付金額に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人は、昭和 50 年 6 月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は国民年金手帳記号番号割振簿により 55 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点で特例納付及び過年度納付が可能であったが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶が無い上、申立人には、別の国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時。以下「A 委員会」という。）の決定に基づき、平成 21 年 7 月 8 日付で年金記録の訂正是必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、妻が先に国民年金に任意加入し、申立人が会社を退職した後、昭和 50 年 7 月 1 日に妻と区役所に行き、国民年金の加入手続をしたとして再申立てし

ているが、妻の年金手帳には、妻の任意加入被保険者から強制加入被保険者への資格種別の変更は記載されていないこと、申立人は、手帳記号番号払出日が 55 年 4 月ではなく、同年 7 月である事実を隠していたとしているが、これについては、年金事務所から申立人に対して、社会保険庁（当時）から区への手帳記号番号の割振りが 55 年 4 月 15 日であり、区から申立人への手帳記号番号の払出しが 55 年 7 月である旨の回答書が送付されていることなど、申立人の再申立ては、申立期間の保険料の納付を示すものとは認められず、その他に A 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 23 年 6 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、再申立てに対する A 委員会の通知文において、国民年金手帳の記号番号の払出月が当初の申立てに対する通知文の昭和 55 年 4 月から同年 7 月に訂正されており、払出月が違っているのであれば、払出年も 55 年ではなく 50 年の可能性があると主張しているが、上記のとおり社会保険庁から区への手帳記号番号の割振りは 55 年 4 月であることが国民年金手帳記号番号割振簿で、区から申立人への手帳記号番号の払出しが同年 7 月であることが国民年金手帳記号番号払出簿でそれぞれ確認でき、申立人の手帳記号番号が 50 年に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、遡って保険料を納付した記憶が無く、手帳記号番号が昭和 55 年 7 月に払い出されたとすれば、同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は遡って納付したことになり矛盾があると主張しているが、申立人は、55 年 7 月の手帳記号番号払出時点で同年 4 月から同年 6 月までの期間の現年度保険料（納期限は同年 7 月）を納付したと考えられるほか、その内容は 55 年の納付状況に関するものであり、申立期間当時のものではないことなど、申立人の主張は、申立期間の保険料の納付を示すものとは認められず、その他に A 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 24 年 1 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 50 年 6 月 30 日に交付された国民健康保険被保険者証が見付かり、同日に国民年金の加入手続も行ったと主張しているが、その申立内容は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものではなく、A 委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13867

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 1 月まで

私は、会社を退職した後、昭和 63 年 3 月頃に失業給付の手続と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 3 月頃に失業給付の手続と国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が所持する雇用保険受給資格者証から、求職申込みが同年 3 月 24 日に行われたことが確認できる一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の第 3 号被保険者の資格取得処理日から平成元年 4 月頃に払い出されたと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、申立内容と相違するほか、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時、居住していた市の昭和 63 年度国民年金保険料収滞納リストでは、昭和 63 年 4 月から平成元年 1 月までの期間の保険料は未納で、同年 2 月及び同年 3 月は第 3 号被保険者を示す「3 A」と記載されているほか、「納付金額」欄が空欄であるなど、これらの内容はオンライン記録と一致している上、申立人は申立期間の保険料額の記憶が無い。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京国民年金 事案 13868

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 11 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 11 月から 46 年 3 月まで

私の義母は、昭和 40 年 11 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の夫、義弟及び義弟の妻の申立期間の保険料は納付済みであるのに、義母が、私の保険料だけ納付しないはずが無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 11 月頃に義母が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から 46 年 7 月頃に払い出されたと推認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、申立内容と相違する。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された国民年金手帳を 1 冊所持しており、別の年金手帳を所持していたことは無いと述べているなど、申立期間当初に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年7月31日まで

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事務担当者は申立人に係る当時の記録を保存していないとしている上、元事業主に対する当委員会からの照会に回答は得られず、当時の社会保険事務担当者だったとされる者の所在は不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が同僚であったと記憶する3人を含め、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間の勤務が確認できる元従業員で住所の判明した20人に照会し、12人から回答を得たが、いずれも申立人の退職時期は記憶していないとしている。

さらに、A社の複数の元従業員は、昭和38年頃に事業所の所在地がC県D市からC県E市に移転したと記憶しており、上記被保険者名簿によると、同社は同年4月1日に移転した記載が確認できるところ、申立人は、会社が移転した時期は自分が退職した後であった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24776

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月26日から53年7月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚は厚生年金保険に加入していると聞いているので、給与明細等は保管していないが、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年11月頃から53年4月頃まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の後継会社であるB社は、当時の人事資料等は一切保管していない旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記複数の元同僚が申立人の前任者であったとする者の被保険者記録は、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できない上、当該被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無いなど、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、上記の元同僚を含む複数の元従業員の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合しているが、申立人については、雇用保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。